

広瀬病院 面会規程

1.目的

本規程は、患者・家族の心身の安定及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図る為、また患者及び院内の安全を確保することを目的に、患者と家族等の面会に関して必要な事項を定めるものである。

2.基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他の医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを方針とする。

3. 面会時間

原則として次の時間帯とする。

平日	14:30~17:00	対面時間：30 分
土日祝	14:30~16:00	〃 【完全予約制】

※診療、看護ケアその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4.面会人数および回数

次の条件とする。

- ・人数制限はしないが、人数が多い場合は組に分けて 30 分の枠内での面会とする。
(例：1 組 15 分×2 組＝30 分)
- ・回数は面会者 1 組につき 1 日 1 回までとし、同一の面会者が同日に複数回面会をすることはできない。

※但し、主治医が必要と判断した場合はこの限りではない。

5.面会者の年齢制限

原則として次の者とする。

- ・小学生以上

6.面会場所

原則として次の場所とする。

- ・3 階食堂
- ・病室

7.面会手順

次の手順にて行うものとする。

- ① 面会者は、1階正面入り口脇の記入所にて面会者カードの記入をする。
カード記入内容：日時、病室、患者名、代表者名、代表者の続柄、面会人数、
面会者の体温
- ② 体温等に問題なければ、記入所に設置している面会証入れから面会人数分の面会証を取り出し、面会者全員が首から下げる。
- ③ 記入したカードは受付窓口に設置してあるポストに入れる。
- ④ 面会者は病棟ナースステーションに声がけをしてから面会をする。
- ⑤ 面会終了後は面会証を1階の正面入り口脇の面会証入れに返却をする。

8.面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- ・面会前は病室前に設置してある手指消毒剤での手指衛生を実施すること。
- ・面会者が体温 37.5 度以上の場合は面会を禁止。
- ・面会者が風邪や感染症に罹患している場合は面会を禁止。

9.面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止とする。

- ・医師の許可がない食べ物の差し入れ
- ・大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- ・他患者の病室への立ち入り
- ・無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿
- ・医療機器への接触や操作
- ・病院職員の指示に従わない行為

10.面会の特例

次の場合には時間外の面会を認めることがある。

- ・病状説明
- ・終末期
- ・主治医が必要と判断した場合

11.周知

本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて、患者および家族へ周知する。

12.感染症流行時の対応

院内において感染症の流行が認められた場合等は、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることがある。

- ・面会人数の制限
- ・面会時間の短縮
- ・面会の一時停止

また、感染症流行時以外でも患者の感染症、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと医師が判断した場合

これらの措置は感染状況を踏まえ、院内感染対策委員長・病院長が判断する。

なお、“10.面会の特例”の場合は面会を認めることがある。

13.規程の制定および見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定および改定は、関係部署の意見を踏まえたうえで会議の承認を得て決定する。

付則

本規程は 令和 8 年 6 月 1 日 より施行
令和 8 年 8 月 1 日 一部改訂